

介護老人保健施設あいぜん苑のご案内

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいぜん苑
- ・開設年月日 平成 7 年 6 月 1 7 日
- ・所在地 秋田市上新城道川字愛染 5 8 番地
- ・電話番号 0 1 8 - 8 7 0 - 2 0 0 1
- ・ファックス番号 0 1 8 - 8 7 0 - 2 3 3 3
- ・管理者名 施設長 医師 齋 藤 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0 5 5 0 1 8 0 0 8 7 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下で介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを提供することで、入所者の有する能力に応じた日常生活を営むことが出来る様にし、1 日でも早く居宅での生活に戻る事が出来る様に支援することを目的としています。また、短期入所療養介護サービス、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション等を提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・入所者の自立を支援し家庭復帰を目指す
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・入所者本位のサービスの提供
- ・苑内事故防止の徹底
- ・入所者の人権擁護

(3) 施設の職員体制(令和 6 年 8 月 1 日現在)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医 師	1	0. 1		施設長、施設療養の全体管理
・看護職員	1 0		1	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・薬剤師		0. 3		薬剤管理
・介護職員	2 9	1. 7	4	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・支援相談員	1			入所者の生活向上に必要な生活指導
・作業療法士 ・理学療法士	5			入所者のリハビリ
・管理栄養士	2			入所者の栄養管理
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成
・事務職員	9			会計、庶務
・その他		2. 1	1	技師、宿直、洗濯、清掃

(4) 入所定員等 ・定員 1 0 0 名 (短期入所含む)

- ・療養室 個室 3 室、2 人室 5 室、3 人室 1 室、4 人室 2 1 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（原則として食堂（ホール）でいただきます）
 - 朝食 7時～8時
 - 昼食 12時～13時
 - 夕食 18時～19時
- ③ 入浴（原則、週2回ご利用いただきます。一般浴槽のほか入浴に介助を要する入所者には特別浴槽で対応します。ただし、身体の状態に応じて清拭となる場合があります）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーションなど）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 入所者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（第1、3、（5）月曜日に美容、第2、4月曜日に理容を実施）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、入所者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく場合もございますので、ご相談下さい。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、入所者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住 所 秋田市飯島西袋1-1-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 小澤歯科医院
 - ・住 所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項（別紙 入所のしおりをご覧ください）

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、……………午前9：00～午後5：00（感染予防等のため制限あり）
- ・消灯時間は、……………午後9時
- ・外出・外泊は、……………月に7泊、施設長の承認による。（感染予防等のため制限あり）
- ・飲酒は、……………誕生会、行事時に飲酒可。
- ・喫煙は、……………敷地内禁煙

- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他入所者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・ 防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、入所者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話018-870-2001 内線20）

担当 支援相談員 高 橋 健

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員に相談・報告していただければ、速やかに対応いたしますが、受付前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑担当2名（氏名及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4丁目2-3 電話018-862-6864

◇秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当

秋田市山王1丁目1-1 電話018-888-5674

8. その他当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

あいぜん苑介護保健施設サービスについて

(令和 6年 8月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭で生活できる状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としています。医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

運動機能や日常生活活動等の維持・回復だけでなく、心身の廃用症候群の改善や認知症予防、行動障害の軽減、在宅復帰など、利用者のニーズに応じた支援を行います。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に入所者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

要介護認定による介護度によって利用料が異なります。また、介護保険負担割合証の負担割合によっても料金は異なります。以下には、介護保険負担割合証の負担割合が1割の方の1日あたりの料金を示しています。(介護保険負担割合証の負担割合が2割、3割の方はお問い合わせください。)

(従来型個室)

・要介護1	7 1 7 円
・要介護2	7 6 3 円
・要介護3	8 2 8 円
・要介護4	8 8 3 円
・要介護5	9 3 2 円

(多床室)

・要介護1	7 9 3 円
・要介護2	8 4 3 円
・要介護3	9 0 8 円
・要介護4	9 6 1 円
・要介護5	1, 0 1 2 円

また、当施設のサービス提供体制や実績に応じて以下の料金が加算されます。

*夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に1日につき24円加算されます。

*

*介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料と諸加算の合計に7.5%乗

じた額が加算されます。

- *サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に1日につき22円加算されます。
- *初期加算（Ⅱ）として入所後30日間に限って、上記施設利用料に1日につき30円加算されます。
- *短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき258円加算されます。（入所日から3ヶ月以内）
- *短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき200円加算されます。（入所日から3ヶ月以内）
- *認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき240円加算されます。（週3日限度）
- *認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき120円加算されます。（週3日限度）
- *入所前後訪問指導加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1回につき450円加算されます。（1回限度）
- *入所前後訪問指導加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1回につき480円加算されます。（1回限度）
- *退所時情報提供加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1回につき500円加算されます。
- *退所時情報提供加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1回につき250円加算されます。
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき51円加算されます。
- *療養食加算を算定した場合、上記施設利用料に1食につき6円加算されます。
- *経口維持加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき400円加算されます。
- *経口維持加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき100円加算されます。
- *経口移行加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき28円加算されます。
- *口腔衛生管理加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき110円加算されます。
- *所定疾患施設療養費（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき239円加算されます。（1ヶ月に1回限度、1回につき7日間を限度）
- *所定疾患施設療養費（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1日につき480円加算されます。（1ヶ月に1回限度、1回につき10日間を限度）
- *緊急時治療管理を算定した場合、上記施設利用料に1日につき518円加算されます。
- *排せつ支援加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき10円加算されます。
- *褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき3円加算されます。
- *褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき13円加算されます。
- *入退所前連携加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1回につき600円加算されます。
- *入退所前連携加算（Ⅱ）を算定した場合、上記施設利用料に1回につき400円加

算されます。

- * **試行的退所時指導加算**を算定した場合、上記施設利用料に1回400円加算されます。
- * **ターミナルケア加算**を算定した場合、上記施設利用料に下記の料金が加算されます。
 - ①死亡日45日前～31日前 72円
 - ②死亡日前4～30日を算定した場合1日につき 160円
 - ③死亡日前日及び前々日を算定した場合1日につき 910円
 - ④死亡日を算定した場合1日につき 1,900円
- * **リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）**を算定の場合、上記施設料に1ヶ月につき53円加算されます。
- * **リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）**を算定の場合、上記施設料に1ヶ月につき33円加算されます。
- * **自立支援促進加算**を算定の場合、上記施設利用料に1ヶ月につき300円加算されます。
- * **科学的介護推進体制加算（Ⅱ）**を算定した場合、上記施設利用料に1回60円加算されます。
- * **安全対策体制加算**を算定した場合、上記施設利用料に20円加算されます。（入所時に1回）
- * **栄養マネジメント強化加算**を算定した場合、上記施設利用料に1日につき11円加算されます。
- * 外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、**外泊時費用**として1日につき（1ヶ月に6日を限度とする）362円となります。
- * なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

（2）その他の料金

- ① 食費／1日 1,630円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
 - ② おやつ代／1日 120円
 - ③ 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
 - ・ 従来型個室 1,728円
 - ・ 多床室 437円（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
- * 上記①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- ④ 理美容代 実費（2,100円～4,000円程度。別途資料をご覧ください）
 - ⑤ その他（私物洗濯代：50円～500円、電気代：60円/日、文書・診断書費：3,000円～5,000円、クラブ活動費：200円/月、余暇活動費：実費、預り金管理費：100円/月等）は、別途資料をご覧ください。

（3）支払い方法

- ・ 毎月10日を目途に、前月分の請求書を発行します。受け取ってから10日以内にお支払いください。お支払い確認後、領収書を発行いたします。

- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報の利用目的

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、入所者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入所者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が入所者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該入所者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が入所者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －入所者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設あいぜん苑のご案内

(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいぜん苑
- ・開設年月日 平成 7 年 6 月 1 7 日
- ・所在地 秋田市上新城道川字愛染 5 8 番地
- ・電話番号 0 1 8 - 8 7 0 - 2 0 0 1
- ・ファックス番号 0 1 8 - 8 7 0 - 2 3 3 3
- ・管理者名 施設長 医師 齋 藤 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0 5 5 0 1 8 0 0 8 7 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援し家庭復帰を目指す
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内事故防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 施設の職員体制(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医 師	1	0.1		施設長、施設療養の全体管理
・看護職員	10		1	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・薬剤師		0.3		薬剤管理
・介護職員	29	1.7	4	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・支援相談員	1			入所者の生活向上に必要な生活指導
・作業療法士	5			入所者のリハビリ
・管理栄養士	1			入所者の栄養管理
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成
・事務職員	9			会計、庶務
・その他		2.1	1	技師、宿直、洗濯、清掃

(4) 入所定員等 ・定員 100 名 (短期入所含む)

- ・療養室 個室 3 室、2 人室 5 室、3 人室 1 室、4 人室 2 1 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時～8時
 - 昼食 12時～13時
 - 夕食 18時～19時
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（第1、3、(5)月曜日に美容、第2、4月曜日に理容を実施）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・ 住 所 秋田市飯島西袋1-1-1
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 小澤歯科医院
 - ・ 住 所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項（別紙 入所のしおりをご覧ください）

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、……………午前7：30～午後7：30
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 外出・外泊は、……………月に7泊、施設長の承認による。
- ・ 飲酒は、……………誕生会、行事時に飲酒可。
- ・ 喫煙は、……………苑内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない

- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・ 防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話018-870-2001 内線20）

担当 支援相談員 加藤 幸司

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑担当3名（氏名及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4丁目2-3 電話018-862-6864

◇秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当

秋田市山王1丁目1-1 電話018-866-8780

8. その他当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

あいぜん苑介護保健施設サービスについて

(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

1. 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてホール機能訓練コーナーにて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です）

(従来型個室)

(多床室)

・要介護 1	1, 4 2 8 円
・要介護 2	1, 5 1 8 円
・要介護 3	1, 6 4 2 円
・要介護 4	1, 7 4 8 円
・要介護 5	1, 8 5 0 円

・要介護 1	1, 5 7 6 円
・要介護 2	1, 6 7 2 円
・要介護 3	1, 7 9 6 円
・要介護 4	1, 8 9 8 円
・要介護 5	2, 0 0 6 円

*夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に 1 日につき 4 8 円加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に 3. 9 % 乗じた額が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に 2. 1 % 乗じた額が加算されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に 1 日につき 4 4 円加算します。

*初期加算として入所後 3 0 日間に限って、上記施設利用料に 1 日につき 6 0 円加算されます。

- *短期集中リハビリテーション実施加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき480円加算されます。(入所日から3ヶ月以内)
- *認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき480円加算されます。(週3日限度)
- *入所前後訪問指導加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1回900円加算されます。(1回限度)
- *入所前後訪問指導加算(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1回960円加算されます。(1回限度)
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1日68円加算されます。
- *療養食加算を算定した場合、上記施設利用料に1食につき12円加算されます。
- *経口維持加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき800円加算されます。
- *経口維持加算(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき200円加算されます。
- *経口移行加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき56円加算されます。
- *口腔衛生管理加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき180円加算されます。
- *口腔衛生管理加算(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき220円加算されます。
- *再入所時栄養連携加算を算定した場合、上記施設利用料に1回400円加算されます。
- *所定疾患施設療養費(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1日478円加算されます。(1ヶ月に1回限度、1回につき7日間を限度)
- *所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1日960円加算されます。(1ヶ月に1回限度、1回につき10日間を限度)
- *緊急時治療管理を算定した場合、上記施設利用料に1日1,036円加算されます。
- *かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1回200円、(Ⅱ)を算定の場合は1回480円、(Ⅲ)を算定の場合200円加算されます。
- *排せつ支援加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき20円、(Ⅱ)を算定の場合30円、(Ⅲ)を算定の場合40円、(Ⅳ)を算定の場合200円を算定する。
- *褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき6円、(Ⅱ)を算定の場合26円、(Ⅲ)を算定の場合20円、を算定する。
- *入退所前連携加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1回につき1,200円、(Ⅱ)を算定の場合800円、を算定する。
- *試行的退所時指導加算を算定した場合、上記施設利用料に1回800円加算されます。
- *ターミナルケア加算を算定した場合、上記施設利用料に下記の料金が加算されます。

①死亡日45日前～31日前	160円
②死亡日前4～30日を算定した場合1日につき	320円
③死亡日前日及び前々日を算定した場合1日につき	1,640円
④死亡日を算定した場合1日につき	3,300円
- *リハビリテーションマネジメント計画書情報加算を算定の場合、上記施設料に1ヶ月につき66円加算されます。

＊自立支援促進加算を算定の場合、上記施設利用料に1ヶ月につき600円加算されます。

＊科学的介護推進体制加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1回80円、（Ⅱ）を算定の場合は1回120円加算されます。

＊安全対策体制加算を算定した場合、上記施設利用料に40円加算されます。
（入所時に1回）

＊外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、外泊時費用として1日につき（1ヶ月に6日を限度とする）724円となります。

＊なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

＊上記のほか職員体制の加算により若干の変更があります。

＊（※その他、実施している加算については、適宜記載する。）

（2）その他の料金

① 食費／1日 1,530円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② おやつ代／1日 100円

③ 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

・従来型個室 1,668円

・多床室 377円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

④ 理美容代 実費（1,500円～4,000円程度。別途資料をご覧ください）

⑤ その他（私物洗濯代、電気代等）は、別途資料をご覧ください。

（3）支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、受け取ってから10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報の利用目的

(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設あいぜん苑のご案内

(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいぜん苑
- ・開設年月日 平成 7 年 6 月 1 7 日
- ・所在地 秋田市上新城道川字愛染 5 8 番地
- ・電話番号 0 1 8 - 8 7 0 - 2 0 0 1
- ・ファックス番号 0 1 8 - 8 7 0 - 2 3 3 3
- ・管理者名 施設長 医師 齋 藤 寛
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0 5 5 0 1 8 0 0 8 7 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援し家庭復帰を目指す
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内事故防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 施設の職員体制(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医 師	1	0.1		施設長、施設療養の全体管理
・看護職員	10		1	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・薬剤師		0.3		薬剤管理
・介護職員	29	1.7	4	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・支援相談員	1			入所者の生活向上に必要な生活指導
・作業療法士	5			入所者のリハビリ
・管理栄養士	1			入所者の栄養管理
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成
・事務職員	9			会計、庶務
・その他		2.1	1	技師、宿直、洗濯、清掃

(4) 入所定員等

- ・定員 100 名 (短期入所含む)

- ・療養室 個室 3 室、2 人室 5 室、3 人室 1 室、4 人室 2 1 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時～8時
 - 昼食 12時～13時
 - 夕食 18時～19時
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（第1、3、(5)月曜日に美容、第2、4月曜日に理容を実施）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・ 住 所 秋田市飯島西袋1-1-1
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 小澤歯科医院
 - ・ 住 所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項（別紙 入所のしおりをご覧ください）

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、……………午前7：30～午後7：30
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 外出・外泊は、……………月に7泊、施設長の承認による。
- ・ 飲酒は、……………誕生会、行事時に飲酒可。
- ・ 喫煙は、……………苑内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない

- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・ 防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話018-870-2001 内線20）
担当 支援相談員 加藤 幸司

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者委員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会

あいぜん苑担当3名（氏名及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会

秋田市山王4丁目2-3 電話018-862-6864

◇秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当

秋田市山王1丁目1-1 電話018-866-8780

8. その他当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

あいぜん苑介護保健施設サービスについて

(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

1. 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてホール機能訓練コーナーにて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です）

(従来型個室)

・要介護 1	2, 1 4 2 円
・要介護 2	2, 2 7 7 円
・要介護 3	2, 4 6 3 円
・要介護 4	2, 6 2 2 円
・要介護 5	2, 7 7 5 円

(多床室)

・要介護 1	2, 3 6 4 円
・要介護 2	2, 5 0 8 円
・要介護 3	2, 6 9 4 円
・要介護 4	2, 8 4 7 円
・要介護 5	3, 0 0 9 円

*夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に 1 日につき 7 2 円加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に 3. 9 % 乗じた額が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に 2. 1 % 乗じた額が加算されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に 1 日につき 6 6 円加算します。

*初期加算として入所後 3 0 日間に限って、上記施設利用料に 1 日につき 9 0 円加算されます。

- *短期集中リハビリテーション実施加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき720円加算されます。(入所日から3ヶ月以内)
- *認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき720円加算されます。(週3日限度)
- *入所前後訪問指導加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1回1,350円加算されます。(1回限度)
- *入所前後訪問指導加算(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1回1,440円加算されます。(1回限度)
- *在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1日102円加算されます。
- *療養食加算を算定した場合、上記施設利用料に1食につき18円加算されます。
- *経口維持加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき1,200円加算されます。
- *経口維持加算(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき300円加算されます。
- *経口移行加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき84円加算されます。
- *口腔衛生管理加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき270円加算されます。
- *口腔衛生管理加算(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき330円加算されます。
- *再入所時栄養連携加算を算定した場合、上記施設利用料に1回600円加算されます。
- *所定疾患施設療養費(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1日717円加算されます。(1ヶ月に1回限度、1回につき7日間を限度)
- *所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定した場合、上記施設利用料に1日1,440円加算されます。(1ヶ月に1回限度、1回につき10日間を限度)
- *緊急時治療管理を算定した場合、上記施設利用料に1日1,554円加算されます。
- *かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1回300円、(Ⅱ)を算定の場合は1回720円、(Ⅲ)を算定の場合300円加算されます。
- *排せつ支援加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき30円、(Ⅱ)を算定の場合45円、(Ⅲ)を算定の場合60円、(Ⅳ)を算定の場合300円を算定する。
- *褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1ヶ月につき9円、(Ⅱ)を算定の場合39円、(Ⅲ)を算定の場合30円、を算定する。
- *入退所前連携加算(Ⅰ)を算定した場合、上記施設利用料に1回につき1,800円、(Ⅱ)を算定の場合1,200円、を算定する。
- *試行的退所時指導加算を算定した場合、上記施設利用料に1回1,200円加算されます。
- *ターミナルケア加算を算定した場合、上記施設利用料に下記の料金が加算されます。

①死亡日45日前～31日前	240円
②死亡日前4～30日を算定した場合1日につき	480円
③死亡日前日及び前々日を算定した場合1日につき	2,460円
④死亡日を算定した場合1日につき	4,950円
- *リハビリテーションマネジメント計画書情報加算を算定の場合、上記施設料に1ヶ月につき99円加算されます。

＊自立支援促進加算を算定の場合、上記施設利用料に1ヶ月につき900円加算されます。

＊科学的介護推進体制加算（Ⅰ）を算定した場合、上記施設利用料に1回120円、（Ⅱ）を算定の場合は1回180円加算されます。

＊安全対策体制加算を算定した場合、上記施設利用料に60円加算されます。
（入所時に1回）

＊外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて、外泊時費用として1日につき（1ヶ月に6日を限度とする）1,086円となります。

＊なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

＊上記のほか職員体制の加算により若干の変更があります。

＊（※その他、実施している加算については、適宜記載する。）

（2）その他の料金

① 食費／1日 1,530円

（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② おやつ代／1日 100円

③ 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）

- ・従来型個室 1,668円
- ・多床室 377円

（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）

＊上記①「食費」及び③「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別途資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

④ 理美容代 実費（1,500円～4,000円程度。別途資料をご覧ください）

⑤ その他（私物洗濯代、電気代等）は、別途資料をご覧ください。

（3）支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、受け取ってから10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。入所契約時にお選びください。

個人情報の利用目的

(令和 5 年 1 2 月 1 日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供